

いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例（概要） に関するパブリックコメント

令和3年5月に「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

改正後の「個人情報の保護に関する法律」は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても法による一元的なルールが適用されることとなります。

ただし、法において一部条例に委任された事項があることから、現行の「いわき市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「（仮称）いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することとしています。

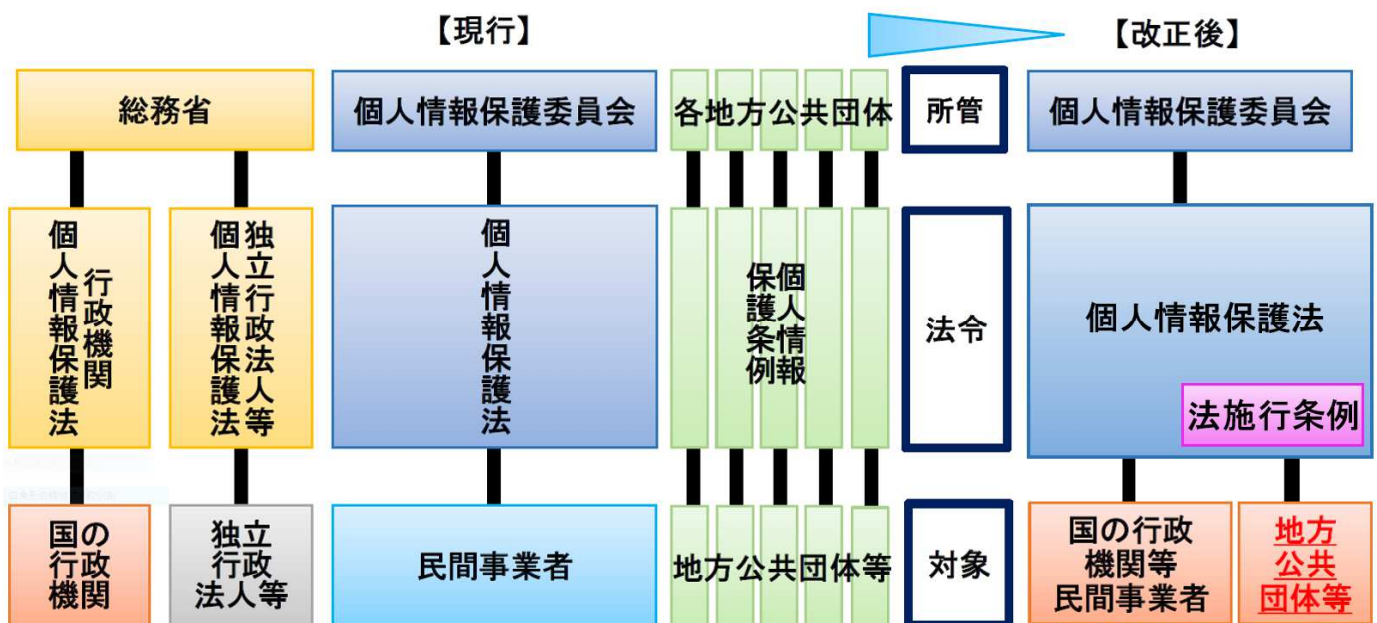
新条例の制定にあたり、法により条例に委任された事項に対する市の考えについて、市民の皆様の意見を反映するため、パブリックコメントを実施します。

[略称]

- ・改正後（令和5年4月～）の「個人情報の保護に関する法律」 ⇒ 法
- ・現行の「いわき市個人情報保護条例」 ⇒ 現行条例
- ・今後制定する「（仮称）いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例」 ⇒ 新条例

意見募集期間：令和4年9月20日（火）～10月3日（月）

1 個人情報保護法の法体系



これまで、個人情報保護制度は3つの法律と各地方公共団体が定める条例に基づき運用されてきましたが、法改正により各法律及び条例が一本化されることとなりました。

いわき市が保有する個人情報についても、令和5年4月以降は法に基づき取り扱うこととなります。

新条例に定める必要がある事項及び定めることが許容されている事項に対する市の考え

令和5年度からは、法に基づき個人情報保護制度を運用していくこととなりますが、法において、条例で規定することとされている事項や、規定することが許容されている事項が定められています。(次の(1)~(7))

いわき市では、これらの事項について法の趣旨を踏まえるとともに、現行条例の基本理念を後退させることのないよう、次のとおり新条例に定めることを予定していますので、このことについて市民の皆様の意見を募集します。

(1) 開示請求に係る手数料

法では開示請求に係る手数料について、行政文書1件につきオンライン申請の場合は200円、その他の場合は300円と定めていますが、地方公共団体においては実費の範囲内で条例で定めることとしています。

いわき市では、現行条例と同様に閲覧のみの場合は手数料を徴収せず、写しの交付等がある場合は、その写しの交付等に要するコピー代や郵送代等の実費について負担いただくこととします。

(2) 開示決定等の期限

法では開示請求に対する開示決定期限等について、開示決定の期限は30日以内、延長する場合の期限は30日以内と定めていますが、地方公共団体においてはこれらの期限を短縮することが許容されています。

いわき市では、現行条例と同様に開示決定の期限は15日以内とし、延長する場合の期限は30日以内とすることとします。

(3) 「条例要配慮個人情報」の内容

法では人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴など不当な差別、偏見その他不利益が生じないように特に配慮する個人情報を「要配慮個人情報」として定めていますが、法で定める要配慮個人情報以外にも、地域の特性その他の事情に応じ、条例で独自に要配慮個人情報を定めることが許容されています。

現行条例における要配慮個人情報の定義は法の定義と同等のものであることから、条例要配慮個人情報は規定しないこととします。

(4) 開示等請求における不開示情報の範囲

法では個人情報開示等請求時における不開示情報について、法に定める不開示情報と各地方公共団体の情報公開条例に定める不開示情報に差異がある場合は、整合性を図るため条例で不開示情報を定めることが許容されています。

法に定める不開示情報といわき市情報公開条例に定める不開示情報に大きく異なるのではなく、整合性が図られていることから、市独自の不開示情報は規定しないこととします。

(5) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項

法では1,000人以上の保有個人情報を取り扱う事務・事業に係る「個人情報ファイル」については、そのファイル名や利用目的等を記載した「個人情報ファイル簿」を作成・公表するよう義務付けていますが、これまで一部の地方公共団体においては、個人情報ファイルよりも広い範囲（事務・事業単位）で個人情報の取扱いについてまとめた「個人情報取扱事務登録簿」を作成・公表していることから、条例で定めることにより引き続き作成・公表することが許容されています。

いわき市では、これまで1,000人未満のものも含め保有個人情報を取り扱うもの全てについて個人情報ファイル簿を作成・公表しているため、これまでと同様の取扱いを行うこととし、個人情報取扱事務登録簿については規定しないこととします。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報をもとに特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、その情報を復元できないようにしたものです。行政機関は行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集を行い、事業者等からの提案を審査し、加工した上でその情報を提供することができます。

法では行政機関等匿名加工情報の提案募集について、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体においては当面の間は任意とされています。

いわき市では、当面の間、ニーズの把握や加工方法等を調査研究することとし、現段階では行政機関等匿名加工情報の利用に関する事項は規定しないこととします。

(7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問

個人情報保護制度の運用や制度の在り方について、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、現在も市の附属機関として設置している「いわき市情報公開・個人情報保護審議会」へ諮問することとします。

3 想定スケジュール

令和4年 (2022年)	9月	パブリックコメント実施
	10月	パブリックコメントによる意見への回答 いわき市情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取
	11月	
	12月	条例案を議会に提出
令和5年 (2023年)	1月～3月	制度周知・施行準備
	4月	新条例施行

4 意見の提出先

いわき市 総務部 総務課	
直接持参	いわき市役所 本庁舎8階 総務課文書係（平日 8:30～17:15）
郵送	〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地
FAX	0246-22-3662
電子メール	somu@city.iwaki.lg.jp